

令和3年8月16日

保護者各位

嘉手納町立屋良小学校  
校長 稲嶺 盛幸  
【公 印 省 略】

### 学校が臨時休校になった場合のタブレット端末 (Chrome book) の持ち帰りについて (4 学年～ 6 学年)

本校では、新型コロナウイルス感染拡大等により、学校（学年単位や学級単位の閉鎖措置を含む）が臨時休校になった場合、必要に応じてタブレット端末を活用した家庭における、オンライン学習を想定し、準備を進めています。

高価な学校備品となるタブレット端末の持ち帰りにあたっては、保護者と児童が学校(担任など)にて使用上のルールを確認し、下記の利用規約に同意していただくほか、ご家庭でのインターネットの環境が必要になります。

つきましては、下記の利用規約をお読みいただき、タブレット端末の持ち帰りを希望する保護者は、8月17日(火)～8月19日(木)：午前9時～午後4時の時間に屋良小学校へ下記のタブレット端末持ち帰り希望書を持参し、保護者の方がタブレット端末を受け取りに来ていただきますようお願いいたします。

混雑や密を避けるために

○ 8月17日・・・4学年    ○ 8月18日・・・5学年    ○ 8月19日・・・6学年

の日程で配付を計画しています。

(計画した日に来校できない場合は、8月17日～19日間で受取可能です。)

### タブレット端末 (Chrome book) の持ち帰り規約及び希望書

学校備品であるタブレット端末 (① Chrome book、② ACアダプター) の持ち帰りにあたり、下記の通り学校からの同意事項について遵守するとともに、家庭への持ち帰りによって生じた事故及びトラブル等については、保護者が責任をもって対応します。

#### 記

1. タブレット端末は、学習目的以外、使用しません。
2. タブレット端末は、家庭のみで使用し、公衆無線 LAN (Wi-Fi フリースポット等) には、接続しません。
3. タブレット端末等は、利用事項を守り、大切に扱い、適切な方法で管理します。  
「嘉手納町 Chrome book 使い方ルール」、「Wi-Fi に接続する方法」参照
4. タブレット端末を使用する際に発生するデータ通信料や、電気代は保護者が負担します。
5. タブレット端末等を紛失・破損その他正常な状態で返却できない場合は、修理代または新規端末代を負担していただく場合があります。
6. タブレット端末等を第三者へ貸与しません。
7. タブレット端末の使用について、情報モラルやルール・マナーに反するような使い方は、絶対にしません。
8. 学校再開時に、児童に持たせてください。

-----切-り-取-り-線-----以上-----

嘉手納町立屋良小学校 校長 殿

タブレット端末持ち帰り希望書

タブレット端末 (Chrome book、AC アダプター) 持ち帰り規約及び希望書に同意し、持ち帰りを希望します。

令和3年 月 日～ 8月31日登校時に返却

学級 年 組 番

児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

